

第 44 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日 時 平成 26 年 4 月 18 日（金） 12:58～15:04
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - （部 会 長） 廣松毅
 - （委 員） 西郷浩
 - （専 門 委 員） 永井知美、山本渉
 - （審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都
 - （調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか
 - （事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について

5 議事録

○廣松部会長 それでは、ただいまから第 44 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日は、北村委員が御欠席です。

前回の部会では、審査メモの「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」のうち、「①調査対象の範囲」、「②報告を求める者」について審議を行い、適当と判断いたしました。

なお、永井専門委員から御指摘のありました「ネット販売及びアパレルの SPA（製造小売）の把握の必要性について」の調査実施者における考えについて、本日、調査実施部局から説明を頂きます。

本日の部会は 15 時までを予定しておりますが、多少時間を超える場合もあり得るかと思えます。その場合には、委員、専門委員の方は御退席いただいて結構です。

初めに、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、事務局から説明いたします。

本日お配りしている資料につきましては、資料 1 として、前回部会の宿題ということで調査実施者から提出いただいた資料を付けております。

資料 2 は、その後の審査メモに沿った論点に対する回答ということで、本体と別紙 3 枚をクリップで留めております。

それに追加いたしまして、参考として前回部会の結果概要を付けております。

そのほかの資料につきましては、前回の部会で配ったものを使用いたします。若干余部を用意しておりますので、もしお手元にない場合は事務局までお申出ください。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。過不足はありませんか。

それでは、第2回目の部会審議に入ります。

初めに、前回の部会において宿題になりました「ネット販売及びアパレルのSPAの把握の必要性について」の実施者におけるお考えについて、経済産業省から説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、前回の宿題である、インターネット販売とアパレル製造小売の把握について回答を申し上げます。

資料1を御覧願います。

まず、「インターネット販売の把握について」ですが、インターネット販売などの通信カタログ販売というのは、小売業だけではなく、いわゆる小売業に格付されない他の業種の事業者における無店舗販売の活用も盛んになってきており、小売業ではない卸売とか航空会社とか通信会社などが多く、年々台頭してきております。また、その市場規模自体もかなり大きくなっていることから、統計ユーザーのニーズが非常に高くなっていることについては認識しております。当省でも、平成21年頃に、ユーザーのニーズが高いということもあって、消費者向け電子商取引実態調査といった形で関連の部分の調査を行ったことがございます。

実際に商業動態統計調査に当てはめてみますと、商業動態統計調査で把握している月間商品販売額は、対事業所においてインターネット販売を行っていれば店頭販売とインターネット販売などを合算した数値を月間商品販売額として御報告いただいております。

年々市場規模が大きくなっていることや統計ユーザーニーズが高いといったことから、インターネット販売の把握について当方の研究会などで検討したところ、把握する方法としては、現行の調査票の中に新たな調査項目を設ける、例えば月間商品販売額の内数として調査項目自体を新たに設けて把握するということが考えられます。

しかし、現状、新たな調査項目を設けることは、記入者に対して更なる負担を掛けることとなりまして、いわゆる非協力とか遅延の部分につながる可能性もかなり懸念されるといった状況が考えられます。

また、もしインターネット販売を把握したとしても、我が国全体のインターネット販売の一部である商業部門でしか捉えることができないことになり、商業以外の業種におけるネット販売分は捉えられないことになってしまいます。

他方、平成24年経済センサス-活動調査の調査結果が出ておりますが、この調査の中には、電子商取引の有無と割合という部分は売上金額に占める一般消費者と電子商取引の割合というのが調査事項として設定されていることから、各産業別のインターネット販売の実態は、この構造調査の結果から実際には把握することができます。つまり、本調査で把

握しなくても、月次ではないですが、特定年次のインターネット販売の実態が分かるという現状にあります。

表1として、平成24年経済センサス-活動調査の結果から引用しております。、企業単位で、産業小分類別の「大分類別の消費者向け電子商取引の実態」ということで、全体並びに各産業別に一般消費者向けに行った電子商取引の額が分かります。

全体的には、合計で11兆6,000億円の中で一番大きいのが卸売業・小売業で4兆9,000億円程度であり、全体の割合が41.78%となっております。このうち、小売業は4.2兆円で全体の割合が36.2%ぐらいという状況になります。

こういった現状の中でもう一方違う切り口で見えますと、通信カタログ販売及びインターネット販売について、業界別編で経済センサス-活動調査の結果では、小売業の通信カタログ販売とインターネット販売は、小売業全体の通信カタログ販売及びインターネット販売の大体7割をカバーしている状況です。

今回、本調査において新たに無店舗小売業を表章することによって、小売業における通信カタログ販売なりインターネット販売の動向については、一定程度の代表性を確保した上で公表できると考えております。

実際にそれぞれの割合を業態別に見ますと、業態別編の小売業全体のうち、通信カタログ販売のところが2.6兆、インターネット販売1.8兆という結果になっています。そのうち無店舗販売の額自体が、通信カタログ販売が2.2兆、インターネット販売が1兆円ということで、全体の7割をカバーしています。インターネット販売自体で見ますと、1.8兆に対して無店舗販売が1兆ということで、現状では56%ぐらいのカバー率となっています。

続きまして、「アパレル製造小売の把握について」です。

現行の商業動態統計調査におきましては、アパレルの製造小売に関係する小売事業所というのは、実際には織物・衣服・身の回り品小売業の中に入っているという状況です。このアパレル製造小売業は、一般的な定義付けとしまして、一つとしては衣料品を扱うこと、もう一つは、同一企業の直営店として運営していること、もう一つとしては、自社企画、自社ブランドであることという3つの要件が最低条件として考えられます。②と③の部分につきましては商業統計調査において調査項目が実際になく、現時点では小売事業所が実際にアパレル製造小売に該当するか否かを判断できる統計データがない関係で、商業統計を初めとしまして、こういったSPAに該当する店舗か否かを判断できる統計データがないというのが現状です。

こういった状況を鑑みまして、現時点では、本調査においてアパレルの製造小売のみを抜き出して調査を行うことは、実際には困難な状況であると考えております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。インターネット販売とアパレルの製造小売業について、現時点での調査実施部局のお考えを伺いました。

永井専門委員、御指摘いただいた点についてはいかがでしょうか。

○永井専門委員 御丁寧に御回答いただきまして、どうもありがとうございます。

現時点でSPAの把握というのはかなり難しいということと、当面、インターネット販売を無店舗小売業の動向で一定程度代替させるということで、御説明ありがとうございました。

それで2点ほどお伺いしてもよろしいでしょうか。1点目は、前回御説明いただきました新たに加わります3業態、ホームセンターとドラッグストアと家電大型専門店がありましたが、その3業態は大手を把握すると、かなりの部分シェアを把握できて動向が大体分かるという御説明を受けたので、インターネットの販売業者のうち大手企業の動向を調べると、インターネット販売の状況がかなり分かるのではないかと考えたのですが、実際にこういった大手を追っただけではインターネット販売の動向を把握するのはかなり難しいのかということです。

また2点目は、当面、この2つは少し難しいということは分かったのですが、将来的には少なくともインターネット販売の方は加えていく方向性なのかどうかということです。この2点を伺いたいと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 現状の部分としては、今御質問いただいた大手企業の部分ですが、そういったところは全体のインターネット販売の売上げにそれぞれの業種の部分に入っているかと思いますが、大手を抜き出した形で把握するということは、当方としても日本標準産業分類に準拠するような形での表章にしておりますので、特定の部分だけを抜き出す、その業種に合わせた形で表章するというのは難しいという現状です。

それと、将来的にインターネット販売の部分について取れるかというところにつきましては、商業の範囲内の部分であれば当然ながら取れますけれども、他産業の部分について、この調査で調査するのは難しいと考えております。

○平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室室長 誤解のないように補足いたしますが、インターネットのショッピングモールは小売業ではなくてサイト運営業に当たる業種で、モールを運営していることになります。そこに登録している小売店は商業統計調査で把握されていて、そのうちの一部が標本に当たっていれば商業動態統計調査の対象になっておりますので、インターネットのショッピングモールを捉えて小売を捉えるという捉え方は、今の統計調査の卸・小売の設計上は対象の外にあります。

○廣松部会長 ありがとうございました。

今の調査実施者側の回答及び補足説明に関してはよろしいでしょうか。

○永井専門委員 大変勉強になりました。ありがとうございました。

○廣松部会長 御指摘の点、確かに現在大変関心を集めているもので、インターネット販売等もそうなのですが、この調査自体は商業動態統計調査であって商業を営んでいる事業所及び企業を対象としていますので、それ以外のところで行われているインターネット販売等に関しては対象外になってしまうということです。それから、全数調査である経済セ

ンサス-活動調査でインターネット販売の実態がある程度把握できるということから、商業動態統計調査としてその調査項目を新たに起こすというのは、記入者負担の点からも難しいのではないかとということです。

さらには、今回、無店舗小売業のデータも公表されるということで、それらを合わせて見ると、商業全体のインターネット販売の動きも大体分かるのではないかとということです。ほかの外部情報を使うことができるということから、インターネット販売に関しては今回特に商業動態統計調査の対象としないという判断が良いと思いますが、いかがでしょうか。もちろん、永井専門委員から頂いた御指摘に関しては、議事録等に残した上で、この部会としても十分審議をしたということにしたいと思います。

2 番目のアパレルの製造小売の点に関して、これはいかがでしょうか。永井専門委員から御意見があればお願いします。

○永井専門委員 今回の御説明で納得できました。かなり難しそうだというのは分かりましたので、これで結構です。

○廣松部会長 ほかの委員、専門委員の方はよろしいですか。

2 ページ目の説明の(2)の定義付けのうち、②、③というのは把握するのが難しいということでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。

○廣松部会長 確かに、どの程度の規模なのかよく分からない状況ではありますが、少なくとも現時点で商業動態統計調査の中にアパレルの製造小売の部分について新たに起こすということはしないことにしたいと思います。

それでは、前回の宿題に関しましては以上にしたいと思います。

では、前回の部会において資料3として配布いたしました審査メモに記された論点に沿って引き続き審議を行いたいと思います。

審査メモの3ページにあります「1 商業動態統計調査の変更 ③報告を求める事項」のうちの「ア 変更事項1」(「家電大型専門店」等3業種で「商品別月間商品販売額」等を新たに把握すること等)について、調査実施者から説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、まずaのそれぞれ3業態の部分につきまして「報告を求める事項」として、「商品別月間商品販売額」、「都道府県別月末店舗数」及び「期末商品手持額」を把握する理由はそれぞれ何かという問いに対しまして回答申し上げます。

資料の2を御覧ください。まず1ページですけれども、aの部分としまして、新3業態の部分につきましては、近年、消費者の生活に一層密接に関係してきていることから、この3業態自体の実態を捉えることで、当該業種の業況のみならず、全国あるいは地域別の消費動向も捉えることができると考えております。さらには、内閣府が作成します月例経済報告や景気動向指数、都道府県が作成している景気動向指数などの各景気指標への活用がなされると期待しております。

また、今回の基本計画の中でも、内閣府が作成します SNA のための基礎資料の整備の課題の中で、流通在庫推計のための基礎資料の整備ということで品目分類の細分化というのが課題として一方で挙げられておりました、こういった各指標の部分のより精度の高い推計に貢献できるものと認識しています。

各調査項目別に把握する理由としましては、まず 1 点目の、商品別月間商品販売額ですが、既存の 3 業種として、現状、百貨店、スーパー、コンビニエンスストアというのは公表しておりますけれども、それに加えて新たに 3 業種を加えることによりまして、多様化している個人消費の動向を的確に把握するとともに、こういった部分の分析をすることに役立つものと考えております。

2 点目の都道府県別月間商品販売額ですが、こちらも同様な形で多様化している個人消費の動向を地域別に把握・分析するために有用と考えております。

3 点目の都道府県別月末店舗数ですが、現状では経済産業局や都道府県などにおいても同様に地域の景気動向の把握とか、いわゆる生産性分析の上でもかなり有用になるのではないかと考えております。

最後の期末商品手持額ですが、こちらは、いわゆる四半期別 GDP 速報 (QE) の推計の有用な基礎資料としての活用が期待されると考えております。

次に、b としまして、3 業種につきましては、平成 26 年 1 月から一般統計調査で実施しているが、この調査項目における回答状況はどうなっているかということと、報告者負担の面から見て、上記の調査項目を設定することは適当かどうかという問いに対してです。1 点目の回収率の状況ですが、現状、平成 26 年 1 月分並びに 2 月分の調査の結果が出ております。1 月分につきましては、3 業種合計で 87.4% という状況です。2 月分は更に回収率が若干高まりまして 88% までアップさせているという状況です。近年、各企業においても合併とか寡占化が進んでいるというのも背景にありまして、こういった回収率のアップということにもつながっているかと思えます。

2 点目の部分としまして、報告者負担の面から見て、この調査項目設定をすることは適当かどうかということに対しまして、現状、提出いただいている企業の方々の部分につきましては、本調査項目に対してほとんど御回答いただいているということで、逆に未提出となっている企業につきましては、主な理由ははっきりしていて、法的に提出義務のない部分については協力しないという会社方針であるといったことが大きな足かせとなっておりますが、今回設定しました調査項目に対しては未提出につながるようなことではなく、逆に結果的に回収率が高い状況でございますので、調査項目の設定は適当であったと考えております。

次に、3 ページの c の部分についてです。コンビニエンスストアに対する商品別販売額等を地方経済産業局別から都道府県別に変更する理由は何かという問いです。

この点につきましては、コンビニエンスストアの調査を開始した平成 11 年当時、この段階では、現状の大手のコンビニエンスストアでも、ある意味、特定の地域に偏った形での

出店という状況にありました。調査対象企業への協力の際に地域別の調査事項を、そういった部分も鑑みまして地方経済産業局別としたこととか、調査対象者の負担軽減の観点から調査対象者が回答可能な地方経済産業局別というエリアに限定した形で当初は公表していたという現状です。その後、大手のコンビニエンスストア自体も全国展開をしており、全県に出店しているという状況にあります。

さらには、都道府県別の表章のユーザーニーズ、これは都道府県別統計の充実につながるということがかなりあること、さらには、商業動態統計調査に組み入れる専門量販店の新3業種との横並びを図る観点から、合わせた形で都道府県別に細分化をしているという現状です。

細分化するに当たっては、調査対象者とか業界団体へ細分化しても大丈夫かどうかというところは確認しており、そこは都道府県別に御回答いただけるという裏付けをとっております。

最終的には、そういったことも含めまして、総合的には都道府県別の調査項目について可能ということの回答を得て、都道府県別に細分化を行うことといたしております。

続きまして、4ページのdの期末商品手持額については、コンビニエンスストアでは把握しない理由は何かということと、加えて、月末従業員数は、甲乙丙調査では把握して、丁調査では把握しない、その理由は何かという御質問の部分に対しまして、まず1点目の期末商品手持額の把握についてです。

期末商品手持額自体は、四半期別のGDP速報(QE)の作成における流通在庫の精度向上を図る観点から、内閣府の方からも要望がありまして、こういったものの対応という形で商品手持額の商品分類の細分化を行っております。

細分化するに当たりましては、対象事業者に、この3業種の部分の商品手持額の把握の可能性についてヒアリングを行っております。3業種自体、在庫の把握は可能であるというような回答を得ることができた関係で、この表章に至っております。

一方、コンビニエンスストアの対象企業ですが、直営店の在庫の把握は可能ですが、逆にフランチャイズ関連の在庫の把握は難しいという企業がほとんどであったことから、コンビニエンスストアのみ、この調査項目の設定は断念したという状況です。

2点目の月末従業者数の把握です。まず、甲調査(大規模卸)なり、乙調査、丙調査(大規模小売店)の部分ですが、こちらは、この調査対象を選定する上で月末従業者数というのが必要です。特に丙調査においては、従業者1人当たりの販売額についても販売効率を見るための指標として現状使っておりますので、こういった観点から、まず甲乙丙の部分については必要です。

ちなみに、欄外の部分に書いてありますけれども、甲乙丙それぞれの対象の部分につきましましては、従業者100人以上なり、乙については従業者19人以下、丙については従業者50人以上といった形での従業者規模の部分で対象を絞り込みしておりますので、その関係が必要であるということですので。

一方、丁調査の部分については、従業者数自体を対象選定において、こちらは使用しない関係から、最終的にはこのような形の設定に致しました。

次に、eの部分につきまして5ページ目を御覧いただきますと、コンビニエンスストアにおいて、既存店における商品販売額等の項目を削る理由は何かということと、当該項目を使用しているユーザーへの影響など対応について何か検討しているかという問いに対してです。まず、専門量販店販売統計の組入れによりまして、多角的な動向分析を可能とするために他の丁調査、いわゆる家電大型店、ドラッグストア、ホームセンターと平仄を合わせる必要があったことが一つの大きな理由です。

そして、都道府県別の販売額自体は、地方経済産業局や都道府県等にとって、やはり地域分析の有力な情報とするためニーズが高いことが挙げられます。

地域別の既存店項目を把握した場合には、地域によっては秘匿箇所が多く出るおそれもあって、統計として価値が下がってしまうことが挙げられます。また、都道府県別の既存店を表章することによって、地域によっては新店が逆に特定されてしまう可能性が高いといったこともあって、調査対象者の非協力につながるおそれもあるため、この既存店項目というところは削るという形にしております。

また、都道府県別を把握するためには記入者負担の軽減も考慮する必要があり、トレードオフの関係から、ある意味、地域別ということを重点に置いて、逆に既存店ベースという部分は全体の記入者負担の軽減ということを総合的に勘案しまして削るという形にしています。

なお、既存店情報につきましては、全国値ではあるのですが、現状、業界団体の方でも公表している部分がありますから、統計ユーザーに対しましては業界統計を代替統計として御利用いただくような形で説明していきたいと考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。この報告を求める事項の変更は、今回の調査計画のうちの変更でも大変重要な部分であろうと思われまますので、忌憚のない御意見を頂ければと思います。

論点メモの3ページの論点として挙がっておりますaからeまでを一つずつ御審議いただきたいと思ひます。

まず、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターについて、商品別月間商品販売額、都道府県別月間商品販売額、都道府県別月末店舗数及び期末商品手持額を把握するという点に関していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今までは、これはcのところと絡みますが、地域別といった場合には地方経済産業局別という意味でしたが、これを今回は都道府県別に細かくするという点ですが、この店に関して東京都、埼玉県の方で何か御意見はありますか。

○川村東京都総務局統計部社会統計課長 東京都です。そういったニーズもありますので、より細かく都道府県別に出していただけるというのは非常に便利で有用であると考えてお

ります。

○中川埼玉県総務部統計課課長 埼玉県も同じ考えでして、都道府県別で出していただくのは大変有り難いことだと思いますので、是非よろしくお願いします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、論点 a の新 3 業種に関して 4 つ、新たな報告を求める事項を起こすということに関しては御承認いただいたということですのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、続きまして b です。新 3 業種に関しては平成 26 年 1 月から一般統計調査で実施されております。その回答状況はどうか、その回答状況に基づき上のような設定をすることが適当かどうかという論点に関しまして、本日の資料 2 の 2 ページのところに一般統計調査の回収率が提示されております。これらを見た上で、更にヒアリングをして調査項目を設定することが適当かということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、これも妥当と御判断いただいたと致します。

ただ、2. のところにありますけれども、「法的に提出義務のない調査への協力はしないという会社方針」というのは、裏返すと基幹統計の場合の提出義務、報告義務がありますから、それには御協力いただけるということだと解釈をしたいと思います。

続きまして、c、コンビニエンスストアに対する調査において、これも上の新 3 業種に平仄を合わせる形で地方産業局別から都道府県別に変更するということです。この点に関しては、調査対象者等についてのヒアリングを行っていただき、回答可能であるという結果を得たことを踏まえた上での論ということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、c のコンビニエンスストアにおける商品販売額を都道府県別にするということも妥当というふうに御判断いただいたとしたいと思います。

続きまして、d、期末商品手持額は、丁調査の新 3 業種に関して把握をすることは、今、妥当とお認めいただいたわけですが、コンビニエンスストアではそれが把握の対象になっていない、その理由は何かということですが、資料 2 の 4 ページのところに記載しております。この点はいかがでしょう。

○山本専門委員 コンビニエンスストアの 1. の④につきまして不勉強なのでお教えいただきたいのですが、前の c のところでは都道府県別の売上高の回答が可能というのを頂いていて、フランチャイズの在庫の把握が不可能というのは、コンビニエンスストアのチェーンの形態として、本社はフランチャイズの物流は管理していないのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 本来、コンビニエ

ストアの直営店の部分ですが、本社の方では、フランチャイズの部分については把握していないということです。実際に売上げ等の部分につきましては分かる部分もあるのですが、在庫までは把握できていないということでした。

○山本専門委員 物を流すときに、例えばフランチャイズで中間の卸みたいなものを持っていたりして、必ずしも直営店と同じ扱いで物が流れている訳ではないという理解でよろしいのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 今御発言いただいた部分については、そのような形だと思います。

○平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室室長 補足してもよろしいでしょうか。直営店、フランチャイズともに本来は把握できなければいけないのですが、フランチャイズの場合には、コンビニ本部から仕入れる商品以外に独自に仕入れる商品もあるということがあって、そういう意味では正確に在庫を捉えることが難しいという企業が多いのです。そのために、仮に在庫を正確に報告しようとする月次調査のスピードに対応できないということもありますし、あるいは、独自仕入れの部分については関与しない可能性があるのも、そういう意味で、この調査には在庫の部分でコンビニは協力できないというのがコンビニ側の回答だったように思います。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

○山本専門委員 ありがとうございます。勉強になりました。

○廣松部会長 これも単純な質問ですが、今、フランチャイズ店の独自の仕入れというのは、例えば地域別の特産品とか何かそういうものなののでしょうか。

○平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室室長 そこまで詳しくは把握していないのですが、あるエリアで複数店舗フランチャイズ契約している企業もおられるわけで、元々スーパーを運営していたり、そういうところはそもそも独自の仕入れルートを持っているということが言えると思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

○山本専門委員 今の御発言に関しまして、たまに地場産業の野菜とか花とかを店舗の外に置いてあることがあり、そういう商品が例えばオンラインの在庫管理から漏れているのではないかという印象を受けました。

○廣松部会長 ありがとうございます。今、御説明いただいたような状況であり、コンビニエンスストアに関しては期末商品手持額を把握することが困難であるという判断ですが、よろしいでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 最後に補足を致しますと、企業の方へ実際にヒアリングをした結果としまして、情報的には直営店分であれば在庫の部分というのは、商品別には分からないけれども在庫の総額は分かる。ただし、エリアのフランチャイズの部分については返品とかがあって、そういった部分は把握ができないということと、本部で把握している部分については全体の売上げと仕入れという形の

部分はきちんと把握しているけれども、在庫の部分まではなかなか把握できていないというのが実情のようです。

○廣松部会長 コンビニエンスストア全体で直営店の割合とフランチャイズの割合というのは分かるものなのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 こちらは当方で行いました調査研究報告書の部分で把握しておりまして、まず、フランチャイズ店の店舗数の割合ですけれども、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター、家電の順に申し上げますと、フランチャイズ店の店舗数の割合はコンビニエンスストアが一番多くて約44%、ドラッグストアは8.0%、ホームセンターは2%、家電大型専門店は22%、家電が若干多いのですが、これは町の電気屋さんのような店舗が加盟しているので少し多くなっているという現状だと思います。

同様の形で販売額を見てみますと、コンビニエンスストアが約46%、ドラッグストアが5%、ホームセンターは0.2%、家電大型専門店が6%という状況になっております。

○廣松部会長 今頂いた数値からいくと、やはりコンビニがフランチャイズ店の店舗数にしても販売額にしてもほぼ半分を占める程度の規模になっていて、直営店だけのものを把握してもなかなか実態を捉えたということは言えないという状況だと思います。そういうこともあり、今回は把握をしないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、この部分、期末商品手持額、在庫の部分に関してはコンビニについては把握しないということにしたいと思います。

続きまして、月末従業員数について、甲乙丙の調査では把握をしているのに、丁調査では把握していない、この理由は何かということで、4ページの2の後半の方で説明がなされております。この点に関してはいかがでしょうか。

丁調査の場合には業種指定ということと一定規模以上ということで、既に選択基準が明示されており、月末の従業者数は用いられていないということのようですが、いかがですか。もちろん取れば取れるに越したことはないだろうと思いますが、記入者負担という点から考えても丁調査においては把握をしないということですが、よろしいでしょうか。

月次調査ということもあり、従業員数まで調査項目を増やすということに関しては、記入者負担がかなり重くなるというような状況ではないかと思えます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、この点も妥当とお認めいただいたということにしたいと思います。

続きまして、eのコンビニエンスストアにおいて既存店における商品販売額の項目を削るという計画ですが、その理由、ユーザーの影響はどうかということで5ページ目にその説明がされております。この点に関していかがでしょうか。

○永井専門委員 毎月コンビニエンスストアの統計を見ている一ユーザーとして意見を申し上げたいと思います。

コンビニの既存店の商品販売額等の項目、伸び率も削除するという点に関してですが、地域別、都道府県別の既存店売上高、伸び率まで残していただきたいとは考えていないのですが、全国の伸び率のデータだけでも残していただけないかという意見を申し上げたいと思います。

毎月、小売業界の動向を見るために、コンビニの既存店の売上高と前年同月比の伸び率をチェックしております。正直申し上げまして、全店の売上高と都道府県別販売額には余り関心がなく、先ほどの東京都と埼玉県の方のように行政の方のニーズはあるのかもしれませんが、恐らく民間の大手企業、報道機関、シンクタンクなどの関心対象は、やはり既存店の売上高と伸び率でありまして、都道府県別の販売額には余り関心がないというのが普通ではないかと思われまます。

ここ2、3日で大手金融機関の出している調査レポート等を調べてみたのですが、全店と既存店が必ず併記されておりました。また、コンビニの売上動向に関する新聞報道では、既存店の売上高の前年同月比伸び率のみを報道するというのが中心でありました。

御案内のように、商業動態統計調査で平成14年2月時点でコンビニの店舗数は5万店を超える事態でありまして、新規出店で市場が拡大する一方で既存店は過当競争で青息吐息という状況がありますわけで、全店の売上高が必ずしも業況を反映しているのではないと考えております。全店は企業の規模、既存店は業界の足元の業況や成長性を見るものとして既存店の方を非常に重視しているわけです。

お伺いしたいのは、全国の売上高と伸び率を把握するのにどの程度手間があって削除してほしいという要望が来ているのかというのが1点と、日本フランチャイズチェーン協会の資料を付けてあり、こちらで代替してほしいということなのですが、このフランチャイズチェーン協会はデータが出てくるのが非常に早くて、毎月20日ごろに出ておまして、これは非常に有用性があるのですけれども、ホームページを調べましたところ、エクセルの加工データ、月次データですが、既存店のデータは2008年以降の発表となっております。2004年から2007年までの既存店の売上高のグラフというのが月次であるのですが、エクセルのデータはありませんでした。また、これに対しまして経産省の商業動態統計調査は、98年4月から月次のデータが容易に取れるという状況で非常に便利であるということがあるわけです。

今、申し上げましたように、商業動態統計調査の既存店の売上高と伸び率というのは非常に貴重な指標であって、私も毎月使っておりますし、今回の商業動態統計調査で新たに3業態のデータが追加されるなど、せっかく有用性が増しているのに、こういう大事なところを削除するというのは非常にもったいないというか、残念な気持ちがいまして、業界団体の統計で一部代替するという考えもあるでしょうが、動態統計調査の有用性や意義が少し毀損されるのではないかと危惧しております。諸般の事情がとおりであっても、全国ベースだけでも残せないかということをお願いしたいと思います。

○廣松部会長 永井専門委員の御意見ですが、いかがでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 現状の部分でかなり分析等にお使いいただいているということで非常に有り難い話でして、当方としまして、ある意味、そのニーズの状況の部分については把握している部分があるのですが、先ほどから申し上げておりますとおり、3業種自体をまず繰り入れて、それと並行した形で地域別の分析ができるような部分を優先したところも御了解いただければと思います。

さらには、全体の部分として添付しております別紙1の業界データも当方より公表がかなり早い部分があります。内容の部分につきましても、当方のカバレッジは若干高いですけども、対象の部分についてはほとんど把握されている部分がありますので、こちらの部分を代替させていただいて御活用いただければということで、最終的には地域別の部分というのを各地方行政の部分として消費動向自体を把握する上で唯一の商業動態統計調査であり、そこを消費の動向自体を多角的な形で分析するための一つのツールに、この3業態プラス既存のコンビニの部分をつけ加えさせていただいた、逆にそちらを優先させていただいたというところも御理解いただければと考えます。

○廣松部会長 永井専門委員がおっしゃった点についてですが、コンビニの方の既存店のデータは削除ではなく継続をしてほしい。新しく加える3業種に関して、これから調査するわけですから少し時間が経ってからの話になりますけれども、それらについても既存店分をやはり取った方がよいという御意見ですか。それとも、コンビニは今まで過去の経緯があって継続をしているので、それを今回は削除するのではなく続けた方がよい、その意味では、丁調査のうち、コンビニと新しい3業種とはちょっと異なることになる、それはやむを得ないという御意見ですか。

○永井専門委員 私も、新しい3業態に既存店がないというのに先ほど気が付いたばかりで、いつ申し上げようかと思っていたのですが、ユーザーとしては、やはり3業態のデータもあった方が有り難いのです。しかし、それがどの程度手間なのか、また可能なのかというのを1点お伺いしたいのと、やはりコンビニはなるべくなら最優先で残していただきたいというのがあります。

○廣松部会長 新しい3業種については、データがある程度蓄積されてから、ある期間が経ってからのなるだろうと思いますが、コンビニと同じような形の既存店分を調査・集計する、分けるというのはどうでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 現状としましては、記入者側のことを考えますと、既存店が前年同月にあるかないかという部分と、直近情報で新規店がどれかというところを時点ごとにフラグを立てて情報を持ち得なければいけない。その上で再編集をしなければいけない、その上で御報告いただくということが必要でして、かなり負担があると聞いております。また、事業者によってはその情報を付加することによって、実は間違いという部分もかなり増えてくる可能性があり、過去に何度かそういった部分の訂正を受けたことがあります。そういった間違いにつながる部分も加わっ

てしまうということもあって、実際には報告者側からすると、その集計には負担が掛かっているというのは聞いております。

○山本専門委員 今回御回答いただきましたものの3. になりますが、僕はどちらの意見でもないで、それだけはお断りしておきます。仮に全国の既存店というのだけ集計した場合に、全店のデータは都道府県別に表章されているとして、全国の既存店だけ計上した場合に、案分したら当たってしまうなんていう県はないのですか。店舗数か何か、若しくは売上げか何かで、例えば全国の既存店があるのを、店舗数か何かで案分して使うというのは何かするときに考えなくなる分析の仕方だと思うのです。そのときにたまたま当たってしまうような県があると、逆に秘匿の観点から本当にまずいといえますか、案分が当たらなければよいのですけれども、地域差がきちんとあればよいといえますか、その点がクリアになれば、多分、被調査側も大丈夫ですが、もし当たるようなところというのがあると、実施可能性のほかに秘匿も考えて検討された方がよろしいのではないかと思います。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

○西郷委員 商業動態統計なので販売額というのは一番基本的な項目でありますから、それを調べないということにはそれなりに強い理由というのが必要になるのではあると思います。

一つの理由として、代替統計として日本フランチャイズチェーン協会のいわゆる業界データというのがあって、先ほどカバレッジは少し落ちるけれども、それなりに高いという御説明だったと思いますが、カバレッジといった場合、大体どれぐらいのものを想起すればよろしいのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 先ほどのカバレッジと申しあげました部分につきましては、実は企業数でございまして、現状、当方は全体で12企業カバーしておりますが、協会の資料の、下の方に書いておりますとおり、10企業をカバーした数値となっております。

○西郷委員 実際に販売額の方でどれぐらい開きがあるかというのは、多分、今の統計だと比べることが可能だと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず、当方で12企業を合算した2月分の数値ですが、7,468億円に対して7,096億円が協会の数値となっております。

○西郷委員 恐らく、こういう代替統計がありますといった場合には、水準とともに動き、特に商業動態統計調査は月々の動きを追うというところに重きがありますので、たとえ商業動態統計調査で月々の動きが今後捉えられなかったとしても、それと同じような動き方がJFA コンビニエンスストア統計調査月報から出される数字で捉えられるということであれば、多分、今回の都道府県別の把握ということに鑑みて、やむを得ないというような判断はできるかもしれないのですが、今の時点ですと、こういうかなりカバレッジの高い統計があるということは分かりましたが、本当にこれで代替できるものなのかどうかという

のは、今回出していただいた資料だけからだと判断が難しいかなという感じはいたします。
○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 今、現状で伸び率を比較しますと、当方の全店ベースは前年同月比2月で6.2%、これに対して協会が6.0%、既存店ベースで見ますと、当方が前年同月比で0.9%、協会が1.0%ということで全体の動き自体はパラレルな形で動いているというふうに考えます。

○西郷委員 分かりました。どうもありがとうございました。

○廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

○山本専門委員 多分、俗な質問になるかと思いますが、官庁で調査を実施していただいて公的統計として提供していただく数字を、民間の団体に出していただくことになるのですが、この団体の調査自体はしばらく継続しそうなのですか。

つまり、団体のデータで代替するとすると、ある意味、無償で委託するような感じになるので、その辺の見通しはお聞かせいただければと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 そういった話は聞いていないです。

○山本専門委員 ありがとうございます。

○廣松部会長 恐らく、この点が今回の変更事項の中で一番議論のある論点だろうと思いますが、いかがですか。

先ほど永井委員の方から、全国値でもよいからという御意見だったのですが、その場合でも報告者の方には既存店とそうでない分を区別して記入していただかなければいけないことになり、個々の企業に対してはそういうお願いをするということになります。

先ほどのいくつかの企業に対するヒアリングでは、その部分がかなり報告者負担になっているという側面もあるということだったと思います。

この論点に関しては、今は、委員・専門員の方々の意見が割れているようですが、いかがいしましょうか。あるいは、先ほど西郷委員から御指摘があったとおり、今、口頭で日本フランチャイズチェーン協会（JFA）の数値と経済産業省の方の数値の比較を頂いたのですが、それを資料としてもう一度御提出をいただき、本日の資料2の5ページの理由も併せて再度、次回御検討いただくということはいかがでしょうか。

○西郷委員 先ほど示していただいた数字で、私自身は少なくとも動きに関してはほぼ同じように動くのではないかという予想はいたしますので、エネルギーを使っただけには及ばないという気はいたします。ただ、部会長の判断でもう少しきちんとした数字が欲しいということであれば別に反対はいたしません。

○廣松部会長 この点が、今回の変更の中での最も大きな論点だろうと思いますので、資料としても残しておいていただく方がよいだろうと思いますので、この論点メモでいきますと、変更事項のうちのeに関しては、先ほど申し上げましたような数値で分かるような形の資料を再度出していただいて、それから、本日の資料2の5ページの説明を併せて御判断いただくということにしたいと思います。

○西郷委員 もしそういう資料を御用意いただけるのであれば、既存店とそうではないところの動き方がどれぐらい似ているのか、違うのかということも多分ポイントになるうかと思しますので、そういった資料ももし御用意いただけるのであれば、併せて御用意いただければと思います。

○廣松部会長 今おっしゃったのは、店舗数のことですか。

○西郷委員 店舗数というか、販売額や何かも既存店とそうではないところとで性質が違うものなのかどうなのかという、先ほどの永井専門委員の論点にはそういうところが含まれていたように、一緒にしてしまうと足元のところが見えにくいといったような議論がありましたので、もし次回新たに資料を用意するというのであれば、既存店を取らないということの影響がどういうことになるのかということについても併せて資料を御用意いただければと思います。

○廣松部会長 その点、調査実施者の方ではよろしいでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 当方では、既存店ベースでの販売額というのは伸び率しか計算していない状況でして、比較するグラフが書けない状況です。

○西郷委員 分かりました。

○廣松部会長 伸び率に関しては、資料の用意はできますか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 伸び率はあります。

○廣松部会長 では、その資料を用意していただいて、次回、再度この点に関して御審議いただくということにしたいと思います。

それでは、この点はペンディングということにさせていただいて、次に進みたいと思います。

前回の資料3の審査メモに沿いますと、3ページの「③報告を求める事項」のうちの2番目「イ 変更事項2」です。報告を求める事項において、丙調査で把握する期末商品手持額について、従来の4品目から10品目に細分化するという案に関しまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、6ページを御覧願います。aとbがありまして、aにつきましては報告を求める者にとって、今回の細分化した品目での商品手持額の回答が可能か。報告者負担の面から見て問題はないかという質問です。

bの方は、流通在庫の推計精度の向上の観点から、今回の変更の内容は適当かという部分について、2つ合せて説明いたします。

まず1点目の部分につきまして、丙調査の細分化ですけれども、商品手持額の細分化というのは、QEのうち、流通在庫推計の精度向上に資するため行うものと考えておりまして、現状の流通在庫の推計につきましては、内閣府の方では商業統計調査の結果から91分類に組み直した在庫をベンチマークとして、この商業動態統計調査の商品手持額の増減率を用

いて延長推計をされていると伺っております。

具体的には、現状の本調査から得られます卸売業では 18 品目、小売業では 3 品目のデータとなっておりますけれども、これを産業＝品目とみなして 91 分類の類似の品目に複数対応して推計がなされていると聞いています。

こういった中、やはり流通在庫の推計の品目が精緻化されていないと精度が上がらないという部分がこれまでの課題と認識しておりまして、今般、この要請によりまして、当方としましては品目分類の細分化の可否につきまして検討した状況です。検討に当たっては、対象事業所へ逆にヒアリングを設けまして、回答ができるかどうかという部分についてお聞きしたところ、結果的には丙調査の 9 品目に拡充する部分につきましては、販売額と同じ区分であれば回答は可能であるというような御回答を頂いておりますので、最終的には対象事業所も書けるといことで、この細分化に踏み切った次第です。

この細分化によりまして、今まで以上に 91 分類に合致した品目の増減率に充てることが可能となって、精度向上が図られると認識しております。

今後は、丙調査の全対象事業者に対して今般の変更の趣旨及び内容の部分について書面をもって十分に説明して協力依頼を行う予定です。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この商品手持額の細分化に関しては、前回も基本的な考え方に関して内閣府の方からも要望に沿ったもので望ましいという御評価を頂きました。具体的に今まで小売業で 3 品目だったものを販売額と同じ区分で 9 品目に細分化するというものでございます。それに関して対象事業所からも、一応それであれば回答可能というヒアリング結果も頂いているといことでございますので、この点に関してはいかがでしょうか。

具体的には、前回の資料 2、経済産業省の方で頂きました変更についての 45 ページのところ丙調査の調査票案がございまして、そこを御覧いただくと、1-1 の商品販売額と 1-3 の期末商品手持額の細分類がちょうど一致しているといことで、ここを細分化するといことですが、よろしいでしょうか。

内閣府の方も、具体的にはこの内容でよろしいでしょうか。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課課長補佐 今回の細分類化につきましては、当方の要望を受け入れていただきまして感謝しております。特に家庭用電機機械につきましては金額規模が大きいところもありまして、今回細分類されることによりまして QE 推計が精度向上につながると思っております。

ただ、1 点付け加えさせていただきますと、ここにも記載してありますとおり、QE は 91 分類で推計しておりますので、引き続き潜在的要望といたしましては、より細かくしていただけるとなるとお有り難いと思っておりますので、可能な範囲でまた御対応の御検討を頂ければと思っております。今回はこれで十分です。ありがとうございます。

○廣松部会長 内閣府の方から、確かに理想的には 91 分類まで細分化できれば、正に一次

データがそのまま使えるということでもいいのかもしれませんが、とりあえず今回9品目に細分化するという点に関して、妥当としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、この論点に関しましては妥当と御判断いただいたということにしたいと思います。

続きまして、論点メモの4ページ、④集計事項でございます。そのアとして変更事項1で、集計事項において、今回、新業種を3つ付け加えた訳ですが、その追加、それから丙調査の今御議論を頂きました在庫品目の細分化、③として丁調査のうちのコンビニエンスストアにおける地域別売上高を都道府県別に把握するという、その見直しに基づく集計事項の変更に関して調査実施者の方から説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、資料の7ページを御覧いただけますか。まず、1点目のaで、今回の変更に伴い、集計事項はどのように変更されるのかという部分につきまして、集計事項の変更につきましては、専門量販店販売統計調査の集計表が追加されたこと並びにコンビニエンスストアが都道府県別に変更されている、これも予定ですが、それと小売業に新たに無店舗小売業が新設されたことによります。

詳細は別紙2に集計表のタイトルですが、付けさせていただいております。

そして、別紙3には、事例としまして、一部家電量販店の全体の公表様式を付けさせていただいておりますので御参照いただければと思います。

次に、2点目の部分としまして8ページに移りますけれども、都道府県別の表章が可能となったことを踏まえ、商品別と都道府県別とのクロス集計といった対応をとることは可能かという部分につきまして回答いたします。

実際に今回の部分の商品別販売額自体は全国値のみを報告する設計となっているため、クロス集計、いわゆる商品×都道府県別というのは、大変申し訳ないのですが実際には不可能であるというのが現状です。仮にこの集計を可能とする場合におきましては、例えばドラッグストアの調査対象事業者に対して47都道府県分の調査票47枚を配布して報告を求めれば可能となりますが、現実的ではないということと、1企業に対して47枚記入していただくのは記入者負担がかなり掛かるということで、これによって非協力を誘発することになっては本末転倒になってしまうという部分がありまして、現状としては集計はなかなか難しい状況にあります。

そして、大幅な調査項目の変更が必要となった場合に、やはりこういった調査拒否につながるということを最も危惧しております。

実際に商品別・都道府県別のクロス集計の部分のニーズに対しては、全国値の商品別データをもって代替していただきたいと考えておりまして、この辺のところは商業統計調査、経済センサス-活動調査でもそうですが、この品目編において商品別・都道府県別の把握というのが可能となりますので、時点は年別になりますが構造把握というところは現状可能

ということです。ただし、月次は当方としてはなかなか難しいという現状です。

○廣松部会長 この集計事項の変更事項1に関しまして、調査実施者からの説明は以上ですが、いかがでしょうか。

確かに商品別・都道府県別のクロス集計を毎月出すというのは大変な作業だろうと思います。商品別・都道府県別のデータに関しては構造調査というか5年単位では、商業統計調査とか経済センサス調査等で把握することは可能であり、年単位でも情報はあるということでした。

この集計事項アの変更事項1に関しましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、この点に関しては妥当であると御判断を頂いたとしたいと思います。

続きまして、同じく集計事項の変更事項2、集計事項において母集団名簿を平成19年商業統計調査結果から平成24年経済センサス-活動調査に変更することに伴い、業種別の表章項目に無店舗小売業を追加するということですが、審査メモの論点といたしましては、報告を求める者として「無店舗小売業」の事業所の抽出はどのように行うのかというaからcまでの論点を挙げております。これに関しての説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、資料の9ページを御覧願います。

まず、aとして、無店舗小売業の事業所の抽出はどのように行うのかの部分に関してですが、無店舗小売業自体は日本標準産業分類の第12回改定(平成19年)の部分で無店舗小売業というのは新設された分類です。これまで母集団としてきております平成19年の商業統計調査の方は、11回、1回前の改定の部分に基づく分類で表章しておりますので、無店舗小売業自体は分類として新設されておりました。

一方、新たに今回母集団に加えます平成24年経済センサス-活動調査自体は、新しい分類体系、無店舗小売業が新設された第12回の改定後の日本標準産業分類に基づいた形で表章しておりますので、ここで初めて無店舗小売業は売上高等が分かるという状況です。

したがって、平成24年経済センサス-活動調査において、この産業中分類の無店舗小売業に格付された事業所の中から当方がこれを母集団としまして標本抽出を行うという予定にしております。

ちなみに、平成24年経済センサス-活動調査の結果によりますと、この無店舗小売業に格付される事業所は、小売業が欄外に書いてございますが、78.3万事業所のうち、無店舗小売業に格付されるのは約2.8万ほどとなっております。この段階での日本全体の調査対象事業所が第2表による部分で、全体が105万対象になります。

続きまして10ページです。無店舗小売業の追加に伴い、集計表がどのように変更になるのかということです。

この部分については、イメージをした形で集計表の部分を添付しております。上段が変

更前で、変更後ということで、変更後の一番右に無店舗小売業という形で新たに追加して表章する予定です。

この業種の並びですけれども、こちらは日本標準産業分類の並び順に従った形で表章しております。

続きまして、11 ページに移りまして、c の無店舗小売業の追加により、従来の業種別の表章結果との間で結果に大きな差異が生じる可能性はあるかという問いに対しまして御回答を申し上げます。

実際に平成 27 年 7 月分から、これまでの小売業の各業種の中に含まれていた無店舗小売業事業所の販売額が、一応各業種から除かれた形で勘案して新たに新設される無店舗小売業の販売額として実は計上されるという形になります。

本調査の月々の業種別販売額を求める方法としましては、実際にスタート値を母集団となる最終月の部分に対して販売額のスタート値を設定した上で、前月の業種別販売額に前月からの変化率、いわゆる前月比というのを商業動態統計調査の各業種別・規模別の各セルごとに前月比を算出しまして、それを母体となる発射台のセンサスから求めた販売額に月々掛けていって、それぞれセルごとに推計し、それをサマリーして業種別の販売額を推計する方式を採っています。

そういった形から、商業動態統計調査の月々の業種別販売額というのは、実はスタート値をきちんと決める必要があるということになります。

この 27 年 6 月分のスタート値というのが、実際には平成 24 年経済センサス-活動調査の母集団を用いまして、各業種別販売額の合計と業種内の無店舗販売額の構成比を算出しまして、その上で平成 26 年の商業動態統計調査の業種別販売額からこの数値を掛けまして、無店舗小売業の販売額を勘案して計算していきます。その上で、発射台が決まったら 1 で求めました各業種のスタート値に平成 27 年 7 月分の伸び率、いわゆる商動の対象事業所から求められる変化率を掛けまして、次の月である 27 年 7 月分の販売額を求めるという形の推計方式に変えるということになります。

各業種の前年同月比の接続を図るために、その後、無店舗小売業を表章する前の業種別販売額と表章後の業種別販売額というのは、実際には無店舗小売業を勘案した関係から断層が生じます。その分の処置としては接続係数を作って、それを掛けて実際の販売額にするという計算方法で推計したいと考えております。

簡単ですが、以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、この変更事項 2 の論点 a から c までに関しまして御意見を頂ければと思います。

まず、a の報告を求める者として、無店舗小売業の事業所の抽出はどのように行うのかということについて、本日の資料 2 の 9 ページに説明がなされております。この点に関してはいかがでしょうか。

今回の変更に先立つものとして、平成 24 年の経済センサス-活動調査では無店舗小売業

が新設をされて実施されておりますので、基本的なベンチマークはあります。それを母集団にして抽出を行うということですが、いかがですか。よろしいでしょうか。

では、aの論点に関しては妥当とさせていただきます。

続きまして、b、無店舗小売業の追加に伴い、集計表はどのように変更になるのかということですが、そのイメージ図として10ページに変更前と変更後が記載されております。変更後のところの「その他小売業」の右に「無店舗小売業」というのが新たに付け加わるということですので。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 では、これも妥当と御判断いただいたとします。

続きまして、cとして、無店舗小売業の追加により、従来の業種別の表章結果との間で結果に大きな差が生じますが、その調整の仕方に関して11ページに説明があります。この調整の仕方に関しまして御意見はいかがでしょう。

今の予定では、この無店舗小売業が表章されるのは平成27年7月分からということですが、基本的な論点は、現在ある業種の中に含まれている無店舗小売業の売上げに相当するものをどうやって抜き出して、抜き出したものと今度新たに調査したものと間の調整をどうするかということだろうと思います。11ページにあります案に関して、どうぞ御意見をお願いします。

○山本専門委員 1点確認させていただきたいのですが、11ページの最後の5.になります。リンク係数というのは、表章前のものを表章後に変換するものなのか、それとも今の新しいのを表章前といいますか、つまり無店舗小売業を従来の業種に振り分けるものをリンク係数とされるのか、どちらなのでしょう。そこだけ分かりませんでした。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 従来の部分については、例えば各種商品小売業の部分につきましては、従来、無店舗小売業分が入っているということで、今後の平成27年7月以降はその部分を抜き出して特掲する形になりますので、従来の部分に合わせる形で今回リンク係数を掛けています。

○山本専門委員 ということは、ずっと作ってくるのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 その断層処理という形でお考えいただければいいかと思うのですが、実際に各種商品小売業の部分から平成27年7月分の無店舗小売業分がなくなりますので、逆に1.幾つというような形で、6月同士の部分のところである、なしでリンク係数を計算しまして、それを7月分以降に掛けていくという形になります。

○山本専門委員 やはり前との断層を補うだけで、基本は、今後出していく数字は無店舗小売業を除いた新規のだけということになりますか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 御指摘のとおりです。

○山本専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

実際に平成 27 年 6 月になった段階でどういう形のここで言うリンク係数が出てくるか、それについては事前には分かりませんが、計算の方法、考え方として 11 ページにありますような調整方法を採用ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、この変更事項 2 に関しましては妥当と判断を頂いたということにしたいと思えます。

それでは、続きまして④集計事項のうち、ウの変更事項 3 のところですが、5 ページのところに審査結果と論点が挙がっております。このうち、論点の b 「時系列比較の面での影響」については、まだ調査実施部局から、検証作業を進めているので次回部会においてその結果を報告したい旨のお申出がありました。このため、集計事項の変更事項 3 に関しては、次回第 3 回目の部会で検討を行うこととしたいと思えます。

今、作業をやっているということですが、この点に関して何か現時点でコメントがございましたら頂きたいと思えますが、いかがでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 この点につきましては、従来の検証作業ですが、実際の従来の事業所調査の推計から、新たに 3 業種の企業単位の調査自体を追加する関係もございまして、企業調査をあわせた形での推計方法に変更する関係から、その検証データ自体が現状 1 月分、さらには、今月に 2 月分が出ておりますが、ある意味、複数月を使って検証する必要性があると判断いたしまして、少しお時間を頂いた形で、今、追加して複数月を検証している状況です。申し訳ございませんが、このために次回に回らせていただいて、御回答させていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○廣松部会長 では、次回に検証結果の資料の提出をお願いしたいと思います。

まだ少し時間の余裕があるようでございますので先に進ませていただきます。

審査メモの 5 ページ、「⑤『公的統計の整備に関する基本的な計画』への対応について」のところでございます。これに関しまして、本日の資料 2 の 13 ページに実施部局から資料が提出されておりますので、その部分に関する説明をお願いします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、⑤の部分で a としまして、まず、国民経済計算において、本調査の結果はどのように利用されているかの部分ですが、先ほど来から申し上げますとおり、この商業動態統計調査自体は QE の流通在庫を推計するための基礎資料として御活用いただいていると認識しております。

次に、13 ページに移っていただきまして、b の方です。今回の変更内容については、基本計画における指摘事項との整合的な見直しとなっているかどうかという部分についてです。丙調査の細分化の見直しにつきましては、まず第 1 点の部分としては、商品手持額の細分化というのが QE の流通在庫の推計の精度向上に資するものと考えております。

さらには、今回の丙調査の細分化によりまして、基本計画の中で指摘されております流

通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備に整合したものと考えております。

簡単ですが、以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。この点は、先ほど個別具体的に御審議いただいたものと重なる部分がありますので、国民経済計算での利用の仕方、それから、今回の変更内容に関して、いわゆる基本計画との整合性はどうかということですが、ただいまの説明で妥当ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、続きまして、論点メモですと、今、⑤のところまで終了したのですが、本日の資料2では⑥、⑦に関してまだ準備中ということですが、6ページの「⑧卸売・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について」という点に関しては資料を用意していただいております。

それでは、この部分に関しまして説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 2点ありまして、まず、aとしまして、商業動態統計調査と母集団となる商業統計調査や経済センサス-活動調査との関係はどのようになっているのかという部分につきまして回答を申し上げます。

まず、これまでの商業統計調査として5年に2回、詳細調査、直近は平成19年調査です。これと簡易調査が行われておりました。直近の実施としましては、平成19年に詳細調査を行っております。これが次の部分としては21年に行われる予定でしたが、経済センサスの創設によりまして、本来予定されておりました21年商業統計調査の簡易調査は中止されております。

次に、経済センサスの枠組みが平成18年にできておりますけれども、これによりまして、経済センサス創設によりまして、これまで5年に2回実施されてきました商業統計調査が経済センサス後の2年後に実施される予定という形で、いわゆる5年に2回という形で整理をされています。

本調査自体は、最新の商業の実態を反映した母集団情報から当然対象を選定すべきということで標本設計なり標本抽出を行う必要があると認識しております。したがって、これまで商業統計調査を母集団としてきておりましたが、それに代わる経済センサス-活動調査の創設によりまして、今後は経済センサス-活動調査と、その2年後に実施される商業統計調査を母集団として対象を選定するという形に変えようと考えております。

2点目の卸売・小売業の実態の把握の観点から見て、本調査で更なる把握が必要なものはないかということです。これに対しましては、現行の調査項目につきましては、記入者負担を考慮した上で必要最低限の調査項目を設定させていただいております。現時点での現行の調査項目のほかに、更に追加すべき部分というのはないものと整理をさせていただいております。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ここでは大きく商業動態統計調査と商業統計調査、経済センサス-活動調査との関係、もう一つは、商業動態統計調査を卸売・小売業の実態を把握することが目的ですから、その観点から見て、本調査で更なる把握が必要なものがないかという2つの論点に関しまして説明を頂きました。

この点に関してはいかがでしょうか。

特に最初の論点 a の方に関しましては、商業統計調査や経済センサス-活動調査の在り方に関しては、14 ページの下に参考として平成 18 年の経済センサスの枠組みについての引用があります。この枠組みに関しては5年以上たったこともあり、かつ、経済センサスの基礎調査と活動調査が実際にそれぞれ1回ずつ行われた、その実績を踏まえて検討を加えるということになっております。

したがって、その検討結果によって、あるいは商業動態統計調査に影響が及ぶかもしれないませんが、現時点では1から4までの考え方で毎月調査を粛々とやっていただくということだと思いますが、この点についていかがでしょうか。

○山本専門委員 中身ではなく文言だけなのですが、5. にあります「記入者負担を考慮した」はよろしいのですが、「必要最小限」というよりは「必要十分」とされておいた方が、何か「最小限」だと記入者負担の方を気にし過ぎて実は足りないみたいな誤解を受けますので、「十分」がよろしいかと思えます。

○廣松部会長 いかがでしょうか。

○永井専門委員 以前は、ここにもありますように、商業統計調査があつて、簡易調査がある、その繰り返しでした。今後は、商業統計調査の次には簡易調査ではなくて経済センサスという、その枠組みでずっと継続するのでしょうかというのがまず1点目と、調査する内容なのですが、経済センサスで調査する内容というのは、簡易調査のように商業統計調査よりもっと簡略化したものをお考えになっているのかという2点をお伺いしたいと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず1点目の御質問ですけれども、経済センサス-活動調査は24年2月に実施されて、現状では次の部分は平成28年を予定しております。商業統計調査は、この経済センサス-活動調査の2年後に本調査ということで詳細な調査を行うということに18年の枠組みの中で決められているという現状です。

経済センサス-活動調査の中では、実は商業部門につきましては従来の簡易調査的な形で若干調査項目が少ない形での産業横断的な調査という位置付けになっておりまして、商業統計調査の詳細調査から見ると簡易な形での調査項目になっているというのが現状です。

今後の部分については、現状の部分としては経済センサスの、まず今回は24年の経済センサス-活動調査を母集団とした形での標本設計に切り替えて、その次に、商業統計調査は平成26年、正に今年の7月に予定されております。前回の24年の経済センサス-活動調査

で標本設計を行うのは、平成 27 年 7 月分から平成 29 年 6 月分までの 2 年間で予定しております。その次に 29 年 7 月以降の 2 年間分につきましては、今度はベンチマークとなる母集団は、正に今年やる平成 26 年の商業統計調査の詳細調査を母集団として標本設計を行う予定です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

○西郷委員 むしろ、この問い掛け自体が何を問うているのかというのがよく分からないようなところがあるのですが、ここでは名簿として使いますということが強調して書いてある訳です。もう一つ、商業統計ないしは経済センサス自体は構造統計としての意味も持っているので非常に詳しい調査をする。ただし、5 年に一度ないしは数年に一度しか行われられないような調査ですと、景気の動向を見たり、そういう役にはなかなか立ちにくいので、月々の時系列的な変化を見るために動態統計というのがあるので、そういう位置付けのことを聞いているのかなと、私は「関係」という言葉を見たときに解釈したのですけれども、ここで言っている「関係」というのは、今、経済産業省から回答があった、名簿としてこれを使っていますよという意味での関係なのか、それとも構造統計対動態統計という意味での関係なのか、どちらにしてもそういう意味での関係というのはかなりはっきりしているようにも思えるので、ここであえて関係を問うと言ったときに何を聞いているのかなと、論点メモで言っている「関係」というのが何なのかということ逆を伺いたいと思います。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 御指摘の点について説明いたします。経済産業省からも触れていただいた経済センサスの枠組みについては、今の基本計画で新たに検討するところがありますので、卸売・小売業についてどういった形でデータがとられているか、構造調査と動態調査の関係、それと母集団名簿としての商業統計調査と商業動態統計調査との関係の 2 つを確認的に整理したかったところなんです。何か事務局においてこの体系が理解できないとか問題意識があるとか、そういうことではありません。

以上です。

○西郷委員 どうもありがとうございます。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

その意味では、今、事務局からも説明がありましたとおり、確認という意味が強いということで、この点に関して改めて経済産業省から 14 ページのような回答がありました。これを妥当としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○廣松部会長 ありがとうございます。

さて、大体予定をしておりました時間になりますので、審議そのものはここで止めたいと思います。

本日御審議いただいた結果を簡単にまとめますと次のようになるとおもいます。論点メモの3ページ、「③報告を求める事項」の変更事項のアに関しまして、aからeまで論点が提出されておりますが、そのうちa、b、c、dに関しては妥当と御判断をいただきました。ただし、eのコンビニエンスストアにおいて、既存店における商品販売額の項目を削ること、この点に関しましては、本日、資料2で日本フランチャイズチェーン協会のデータをお示しいただきましたが、そのデータの動きと商業動態統計調査の動きを確認するという意味で、次回、改めてその資料を提出していただいた上で再度御審議を頂くという形にしました。今日議論に上がりましたのは、必ずしも都道府県別ではなくて全国値でもいいのではないかと御意見、さらには、新しく加わる3調査を、コンビニエンスストアとは確かに少し違うというか、コンビニエンスストアは今まで継続してずっとやってきた訳ですから、それと新しく追加する3調査との平仄をどこまで合わせるか。恐らく新しく追加する3調査にまで既存店のデータをとるとするのはかなり難しいことになるとおもいますが、その辺のことも含めて次回御議論を頂きたいとおもいます。

それから、変更事項2、丙調査において期末の商品手持額について細分化をするということに関して妥当と御判断いただきました。

また、論点メモで言うと4ページになりますが、集計事項のア、イに関しては、それぞれ妥当と御判断を頂きましたが、「ウ 変更事項3」に関しては、今、検証作業をやっているということで、これについては次回御審議いただくということにいたします。

それを飛ばしまして、「⑤『公的統計の整備に関する基本的な計画』への対応について」は、資料2のところまで12ページ、13ページに回答がございます。この2つの論点に関して、この回答で妥当と御判断を頂きました。

続きまして、論点メモの5ページから6ページにかけて⑥集計・公表方法について、それから、⑦景気動向指数やSNA等の対応に関しては、今日の段階で資料が間に合わなかったということですので、これも次回御審議いただきます。

最後、「⑧卸売・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について」ということに関しましては、ある程度この論点は確認の意味も含めてということでしたので、資料2の14ページ、15ページにかけて調査実施者から頂いた説明で妥当と判断を頂きました。

とりあえず本日の審議のまとめは以上です。

回答が積み残しになった部分、次回に送りました論点に関しましては、調査実施部局の方で次回までに資料の作成をよろしくお願ひしたいと思います。

前回及び今回の部会につきましては、5月12日に開催が予定されております第75回統計委員会において、私から報告いたします。

最後に皆様方をお願いでございますが、本日の議論につきまして、後ほどお気付きの点等がございますれば、時間が短くて恐縮ですが、4月25日（金）までに事務局まで電子メール等で御連絡を頂ければ幸いです。

では、次回の部会日程等について事務局から御連絡をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 次回の部会は、5月15日（木）10時から、場所が霞が関の経済産業省別館104号会議室で開催することを予定しております。後ほど、委員、専門委員の方につきましては、場所の地図をお送りいたします。

先ほど部会長からお願いがありましたが、次回の部会において必要な資料、お気付きの点等がありましたら、準備の都合等もございますので4月25日までに事務局までメールなどで御連絡を頂ければと思います。

本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用しますので、忘れずにお持ち願います。

委員、専門委員におかれましては、お荷物になるようでしたら席上に置いていただければ、事務局で保管の上、次回部会において再び配布いたします。

以上です。

○廣松部会長 では、本日の部会はこれで終了いたします。

どうも長時間ありがとうございました。